

アイス用自動販売機設置契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、岡公園へのアイス用自動販売機の設置に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約書は、甲の施設である岡公園において、乙がアイス用自動販売機を設置することについて定めることを目的とする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約日から令和10年3月31日までとする。

（設置場所）

第3条 乙がアイス用自動販売機を設置する場所は、岡公園（別添位置図）とする。

（使用の許可）

第4条 乙は、アイス用自動販売機を設置しようとするときは、あらかじめ都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による和歌山市長の公園施設設置許可（以下、「使用許可」という。）をその設置期間について受けなければならない。また、契約有効期間内においては、毎年、設置許可を更新するものとする。

（売上手数料等）

第5条 乙は、売上手数料として売上金額のパーセントに相当する額を甲に支払うものとし、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、甲に納入するものとする。

2 前項の売上手数料を算出するため、毎月10日までに毎月分の売上報告書を甲に提出しなければならない。

3 アイス用自動販売機に係る光熱水費、アイス用自動販売機設置運営に必要な設置費、維持管理費その他費用は、乙の負担とする。

（延滞金）

第6条 乙は、前条第1項の規定により甲の定める期日までに売上手数料を納付しないときは、当該定める日の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（当該定める日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した額を延滞金として、甲の発行する納付書により、甲に納入しなければならない。

2 前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、納期限の翌日から納付した日までの期間が属する年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基

準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

（アイス用自動販売機設置の基準等）

第 7 条 乙が設置するアイス用自動販売機は、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

（アイス用自動販売機設置に当たつての留意事項）

第 8 条 乙は、アイス用自動販売機が汚損及び破損し、又は商品等が盗難にあつたときは速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。

2 甲は、アイス用自動販売機の汚損、破損又は商品等の盗難を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

3 第 1 項に定める復旧等に係る費用は、乙が負担する。

（甲の解除権）

第 9 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告したうえ、この契約を解除することができる。

（1）使用許可が得られないとき、又は取り消されたとき。

（2）法令に違反し、又は正当な理由なくこの契約に違反したとき。

（3）この契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。

（4）乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。

（5）乙が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てをし、又は租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はその恐れがあると認められる相当な理由があつたとき。

（6）第 11 条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、乙との協議によりこの契約を解除することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（7）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（1）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（3）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われ

たときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第12条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告したうえ、この契約を解除できる。

(1) 甲が正当な理由なくこの契約に違反したとき。

(2) この契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

（解除に伴う撤去）

第13条 乙は、この契約が解除されたとき、又はこの契約の期間が満了したときは、自己の負担により遅滞なくアイス用自動販売機の撤去を行わなければならない。

（第三者の損害及び紛争）

第14条 この契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決すること。

(2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決すること。

2 前項に定める場合のほか、この契約の履行について第三者との間で生じた紛争につい

ては、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決に当たるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第15条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務の全部又は一部の第三者に譲渡し、承継し、又は担保に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関する訴訟は、和歌山市を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙間で協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第18条 第9条第1項各号による解除がされた場合は、甲に対し損害の賠償を請求することができない。

2 甲は、この契約の履行に関して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

3 乙は、この契約の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

4 前2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し双方記名押印の上、各自1通を保持する。

令和7年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙